

《研究ノート》

ドイツ民法典における農地賃貸借規定の歴史的意義

高橋 寿 一

一 はじめに

わが国においては、一九六一年の農業基本法の制定に始まる農業構造改善事業以来、農地の流動化・経営規模の拡大による生産性の高い農業経営の育成が、農業政策の主要な目標の一つとされており、今日では農地賃貸借の活用を通じてかかる課題を達成しようとしている。西ドイツの農業政策においても、経営規模の拡大による生産性の向上が一つの主要な目標とされており、このため、近年では民法典の用益賃貸借 (Pacht) 規定 (五八一—五九七条) の改正——特に農業上の用益賃貸借に関する規定の改正——草案が議会に提出されるに至った。本稿は、わが国と問題状況の類似した西ドイツの農地賃貸借法制を賃借物の転貸および費用償還請求権を中心に検討の対象とする。わが国の農地賃貸借においても、費用償還請求権、特に有益費償

還請求権が投下資本回収の手段として近年重要視されており、賃借物の転貸については、借地による経営規模の拡大が進めば、賃借物の転貸による、より生産性の高い農業経営の確立 (例えば、借地農による経営の共同化など) が問題とされるであろう。かかる点に鑑みると、西ドイツの農地賃貸借法制を検討することは、わが国の問題を考える際の一つの手掛かりになるものと思われる。

西ドイツの農地賃貸借法制は、民法における用益賃貸借規定と特別法たる小作法 (Landpachtgesetz) から成り立っている。ところが、最近二〇年程の間における、農業への科学技術の導入、機械による人間労働の代替、労働集約型経営から資本集約型経営への移行などに顕現化する農業構造の変化は、農地賃貸借に対しても極めて大きな影響を与え、民法や小作法の規定を現実の農業事情にそぐわないものとした。生産性の向上を目的とするかような構造変動は、農地の流動化・農業経営の規模拡大を要求する。ところが、所有権の取得による経営規模の拡大は、多額の資金を要するため、農業経営者にとって大きな負担となる。そこで、賃貸借を通じた農地の流動化・経営規模の拡大により、生産性の高い農業経営の育成、自立した企業家としての、借地農の地位の強化が目指されることになった。

かような課題を達成するべく、農地賃貸借法制の改正が登場してくる。一九七六年一月五日に政府より連邦参議院へ提出された「農業上の用益賃貸借法の新規定に関する法律草案」 (Entwurf eines Gesetzes zur Neuordnung des landwirtschaftl-

lichen Pachtrechts) がそれである。この法律草案は、現行小作法における官庁統制を廢止し、実体的規定を民法典へ編入し、併せて民法典の用益貸借規定を改正しようとするものである。

本稿は、今回の改正の対象となっている現行民法の用益貸借規定について、その制定期にまで遡って考察を加えることを目的としている。すなわち、まず第一に、一九世紀後半のドイツ民法典制定当時における農地貸借は、ドイツの各地域においていかなる様相を呈していたか、その範圍、当事者、契約内容はいかなるものであったかについて論じ、次に、かような農地貸借の農村における展開を背景に、第一草案に始まる民法典制定過程においては、農地貸借に関する規定について、いかなる利害が対立し、いかなる論議がなされたか、いかなる論議の末にこのような規定が生じたのかを明らかにしようと思う。かかる考察によって、民法典の農地貸借に関する規定がいかなる社会的經濟的状況の下で、いかなる論議を経て生まれたものであるかが提示されるとともに、今回の改正草案が登場するに至った歴史的必然性をより明確化し得るものと考えらる。

具体的には前述のように、今回の改正草案の中心でもある、賃借物の転貸および費用償還請求権の二点に考察の焦点を絞る。民法典の規定はこれらの点に関して、前述の農業構造の変動により、大きな修正を必要とするに至った。まず前者に関しては、現行民法は、賃貸人の許可 (Erlaubnis) を必要としている (五八一条二項・五四九条一項) が、改正草案は、共同利用の目的

で農業団体 (der landwirtschaftliche Zusammenschluss) に賃借物を委ねる場合には、賃貸人の許可が得られなかったときでも、農事裁判所の許可によってこれに代えられる旨を規定した (五八九条)。また後者に関しては、現行民法によれば、必要費については賃借人に償還請求権を認め、有益費については事務管理の規定に従い処理される (五八一条二項・五四七条)。しかし、改正草案においては特に有益費について、投下資本回収のために大幅な修正がなされ、賃貸人が同意 (Zustimmung) したものについては期間満了後に増加価値が認められる限りの償還が認められ、賃貸人の同意が得られないときは、農事裁判所の同意がこれに代わるものとされた (五九一条)。

それでは、以下、かような改正の対象となっている現行民法典の用益貸借規定について、制定当時の社会的經濟的状況、制定過程における論議を検討し、その性格を採っていきたい。

二 民法典制定当時における農地貸借の実情

一九世紀後半のドイツにおいては、自作農が全農業経営数の六〇%以上を占め、小作農は三〇%弱に過ぎなかった。かかる小作農は、いかなる状態で存在していたのであろうか。当時の農村各地からの報告書を集めた「ドイツにおける農民の状態 (Bäuerliche Zustände in Deutschland)」(I—III・一八八三年) からその実相を調べてみたい。(なお本書からの引用箇所は省略する。)

1 エルベ河以東の地域 (東部)

東部については以下の点を指摘しうる。

(7) 貴族領、教区教会領 (Parzifer), 学校所有地などが主として賃貸借の対象とされた。農民の所有地については、基本的には賃貸されなかったが、大農の所有地が賃貸されることはあった (ザクセン)。

(4) 賃貸される場合は、地片として (Parzellenweise) 賃貸に出される地片小作 (Parzellpacht) が多く、賃借人は通常、小農や小屋住み農 (Hausler) であった。

(5) 大借地農の存在は、ザクセンにおいて明瞭に認められる。しかし、小作料が高額であったことなどにより、「十分な経営資本を備えた借地農の発展」はみられない。

(6) 小作期間は、地片小作については一年 (西プロイセン、ポーゼンの牧草地) あるいは六年 (ポーゼンの耕地、ザクセンの教区教会領・学校所有地) と極めて短い。

(7) 小作料については、西プロイセンにおいて、大規模な複合経営の場合には一ヘクタールあたり四八―七二マルクであるのに対して、零細経営層では一ヘクタールあたり七二―一八〇マルクにも達する。また、ポーゼンでは一ヘクタールあたり三〇―四〇マルク、ザクセンのある国有地では四七マルクであった。小作料の総収穫高に占める割合を考えると非常に高額であることがわかる。

(8) 有益費償還請求権は全く確立されていない (ザクセン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン)。また地主の小作人に対する耕作強制のなされた地域も存在する (シュレスヴィヒ・ホル

シュタイン)。

2 エルベ河以西の地域 (西部)

これに対して、西部については以下の点を指摘しうる。

(7) 西部においても基本的には自作農による経営が通常の型態であり、賃貸借は、国有地、市町村有地、貴族領、教区教会領などについてなされた。ただし、大農が賃借人となっている地域もある (ヴェストファーレン、バーデン)。

(4) 賃借人は主として小農や日雇 (Tagelöhner) であり、地片小作が多い。

(5) 大借地農は、検討した六州の中で、ハノーヴァーおよびヴェストファーレンにおいてのみ、その存在が認められるに過ぎない。

(6) 小作期間は、二一―三〇年 (ハノーヴァー)、一二年 (ヴェストファーレン)、九―一五年 (バイエルン)、六―一八年 (ヘッセン) であり、東部に比べればかなり長期である。

(7) 小作料は、ハノーヴァーにおいて地片小作については一ヘクタールあたり約六〇マルク、それ以外は一三―三四マルク、バーデンでは、耕地については一ヘクタールあたり一〇―一五〇マルク、牧草地については一四〇―一五〇マルクにも達する。

(8) 有益費償還請求権は、確立されていなかった (ブラウンシュヴァイク、ヴェストファーレン)。

3 まとめ

総じて、当時のドイツにおける農地賃貸借については以下の

点を特徴として指摘しよう。

第一。農地賃貸借は、国有地、貴族領、教区教会領、学校所有地などについて行われることが多いが、農業労働者を必要とする大農層の農地も賃貸借の対象となっていた。

第二。ドイツにおいても大借地農は存在していた。しかし、その数において少数であり、地域的にも限られて存在していたに過ぎない。また、小作料が高額であったこと、有益費償還請求権が未確立であったことなどに鑑みると、彼らが、近代的資本家的借地農層を形成していたと言ふことはできない。

第三。当時のドイツにおける農地賃貸借の多くは、小農や日雇などを賃借人とする地片小作であり、その契約内容については、小作期間が短く（特に東部を中心にこの傾向がみられる）、小作料が極めて高額であった。

三 民法典制定過程における農地賃貸借をめぐる議論

一八七一年のドイツ帝国の成立によって、民法典編纂事業が開始され、一八八八年に第一草案が公表されたが、諸種の批判を浴びたため第二草案が編纂し直され、連邦参議院およびライヒ議會で修正を受けた後、一八九六年にドイツ民法典として公布されたことは周知の事実である。三においては、二で明らかとなった当時の農地賃貸借の実情を背景として、民法典制定過程においては、農地賃貸借あるいは賃貸借一般についていかなる議論がなされて民法典の規定へと結実していったのかを、賃貸物の転貸および費用償還請求権の二点を中心として、各委員

会の議事録などを素材としつつ探っていききたい。

1 賃貸物の転貸

前述の通り、現行民法は、賃貸物の転貸に際して賃借人の許可を必要としているのに対し、第一草案は、使用賃貸借 (Miete) と用益賃貸借 (Pacht) とで異なった規定を設けた。すなわち、前者に関しては、「別段の合意のない限り、使用賃借人は、使用賃貸物の契約上の使用を他人に委ねることができ、特に、新たに使用賃貸すること (転使用賃貸) によってもこれを行うことができる」(五一六条一項) と規定され、後者に関しては、「用益賃借料が用益賃借物の果実の一部より成り立つことが合意されている場合 (一部用益賃貸借 (Teilpacht)) において、用益賃借人の同意 (Einwilligung) がなければ、用益賃借人は、果実収取を他人に委ねることができない、特に、新たに用益賃貸すること (転用益賃貸) によってもこれを行うことができない」(五三三条) と規定された。すなわち、使用・用益賃貸借の双方について、賃貸物の転貸には賃借人の同意は原則として不要であるが、用益賃貸借の内、一部用益賃貸借のみは賃借人の同意を必要とした。原則として同意を不要としたのは、①債権譲渡を認めた草案の原則と調和させたこと、②転貸借は、通常、黙示の合意により排除されるので明文の規定を設ける必要性があったこと、が理由として挙げられ、他方、一部用益賃貸借についてのみ同意を必要としたのは、当事者の意思、殊に賃借人の意思を考慮したことによるものとされた。

公表された第一草案が諸々の批判にさらされる中で五三三条の規定も批判の対象とされ、第二草案の起草が開始される。ライヒ法務庁 (Rechtsjustizamt) における準備委員会 (Vorkommission) では、シュトゥルクマン (Struckmann) により以下のような規定への修正の要求が提出された。すなわち、「別段の合意のない限り、用益貸借人の同意 (Einwilligung) がないときは、用益貸借人は、用益賃借物の使用および果実收取を、特に、新たに用益賃借すること (転用益賃借) により、他人へ委ねることはできない」という規定である。この提案は、一部用益賃借に限らずすべての用益賃借借について、賃借物の転賃に際して賃借人の同意を要するとするものであった。シュトゥルクマンによるこの提案は、一八九二年三月二十九日の第七五会議において、賃借人にとっては賃借人の人格 (Persönlichkeit) が本質的に重要であることを理由として採択された⁽¹⁸⁾。

この準備委員会における議論は、第二次委員会以降の議論の方向を決定した。第二次委員会では第一草案五三三条を支持する者はなく、農場 (Landgut) の賃借人は、その農地の一部および農業上の従たる経営 (landwirtschaftlicher Nebenbetrieb) (例えば砂糖製造や澱粉製造など) の転賃借に関しては賃借人の同意を不要とする旨の主張が少数意見として先のシュトゥルクマンの提案に対して提起されたに過ぎなかった。かかる少数意見は、①契約締結時に何らの合意が存在しない場合には、後に転賃借の経済的必要性が生じたとしても、賃借人が自発的に同意を与えることは望み得ないこと、②農場の賃借人にとっ

ては、状況により農地の一部を耕作し得なくなる可能性があるのだから、この限りでの賃借人の同意なき転賃借を承認する必要があること、などを論拠とした⁽²⁰⁾。これに対し、多数意見は、①契約締結後において転賃借の経済的必要性が生ずれば、通常賃借人は同意を与えるであろうこと、②特に農場小作の場合、同意なき転賃借は、賃借人の意思および農業経営に矛盾すること、すなわち、(i) 賃借人は、賃借人を個人的資質や賃料支払能力を重視して選ぶのであり、(ii) 転賃借が短期間の場合、転借人は土地を荒し作りすること、③農業諸団体の意見書は、かかる例外を認めることに反対し、すべての場合に同意を要するとしていること⁽²¹⁾、を主たる論拠とした。第二次委員会においては、結局、少数意見は否定され、シュトゥルクマンの提案が原案通り採択され、第一草案五三三条は、全面的な修正を受けることになった。

使用賃借借についても、第一草案五一六条は、第二草案四九三条において、使用賃借人の許可 (Erlaubnis) がない限り、使用賃借人は賃借物の転賃をすることができない旨の規定へと変更されていた。転用益賃借借に関する先の規定は、四九三条とその趣旨を同じくするため、第二草案においては、転用益賃借については四九三条を準用することになった (五二一条二項・四九三条)。

用益賃借物の転賃をめぐる以上の議論を通して、以下の点に注意すべきである。

第一。第一草案においては、賃借物の転賃について賃借人の

同意が原則として不要とされたが、これは、法典の体系的整合性という要請に基づくものであり、賃借人の利益が考慮されたのではない。

第二。第一草案五一六条、五三三条が各々修正された結果、使用・用益賃貸借の双方について、賃借物の転賃の際には常に賃貸人の許可が必要とされるに至った。

第三。用益賃借物の転賃に関しては、第二次委員会において、農場の賃借人がその農地の一部および従たる経営を賃貸人の同意なしに転賃することができるとの提案がなされたが、この提案は、農地の一部および従たる経営についてのみ、例外的に同意なき転賃を求めているに過ぎず、また、かかる提案すらも賃貸人の利益に反するという理由で拒絶されるに至った。

2 費用償還請求権

次に、費用償還請求権（必要費および有益費について）である。前述の通り、現行民法は、必要費については賃借人に対して償還請求権を認め、有益費については事務管理の規定に従って処理される旨規定している（五八一条二項・五四七条）。第一草案では、この点について以下の通り規定されていた。

「使用賃借人は、使用賃借人が賃借物につき支出した必要費を補償しなければならない。

そのほか、費用の補償に関する使用賃借人の請求権は、事務管理に関する原則に従って定める。（二文は省略）

使用賃借人が、自己に課せられた改良の着手または設備の設置を遅滞したときは、使用賃借人は自らこれを行い、要した費

用の補償を使用賃借人から請求することができる。」（五一四条。なおこの規定は、五三二条により用益賃貸借にも準用される。）この規定を設けるに際しては、第一次委員会の一八八三年四月三〇日第二〇三会議において、キューベル(Kuebel)、クルバウム(Kurlbaum)などにより様々な提案が出された。すなわち、キューベルは、必要費の償還は、事務管理に関する規定に従いこれを行い、有益費の償還は、その改良行為を賃借人が追認し(Genehmigen)、かつ賃貸借終了時に増加価値が現存する

場合のみ、これをなし得る旨の規定を設けるべきことを主張し、クルバウムは、必要費および有益費の償還をとくに事務管理に関する規定に従い行うべきことを主張した。しかし、第一次委員会の多数意見は、以下の理由により、前述の通り規定した。まず必要費に関しては、四六四条と同様の理由、すなわち、賃借人は、目的物の保存(Behaltung)および保管(Bewahrung)について注意すべきことを賃借人から委任されたものとみなす、ということを根拠に、いかなる要件にも従わずに償還請求権を認めた。また、有益費に関しては、①改良行為をなした場合、賃借人は明らかに事務管理者であること、②改良行為について賃借人の追認を要するとすると、賃借人は、第三者や賃借人に比べて著しく不利な立場に置かれること、などを理由にキューベルの提案を退け、事務管理の規定によるべき旨を決議した。

次に、ライヒヒ法務庁の準備委員会では、一八九二年三月二一日第七一会議において、シュトゥルツマンから、有益費に関

する五一四条二項一文を削除すべき旨の提案が、また、プランク (Planck) からは、必要費に關しては、三項のほか必要費について規定を設ける必要はないという一項削除案が提起された。前者については、この規定を削除することが決議されたが、後者については、①三項は、貸貸人の故意または過失が存するときにのみ補償を請求する権利を賃借人に対して認めているに過ぎないが、貸貸人に故意または過失が存しないときでも、必要な修繕を適時に行い得ないことも生じ得ること、②四六四条一文の類推、などを理由として、この提案を退けた。⁽³⁰⁾

第二次委員会においては、五一四条の必要費および有益費に關して、準備委員会におけるのと同様の提案がなされた。すなわち、必要費に關する一項に対しては、先の一項削除案が、また、有益費に關する二項一文に対しては、シュトゥルクマンによりその削除が、主張された。しかし、委員会は、前者に關しては、前述の理由により、一項を草案通り維持することを決議した。また、後者については、その論拠として、五一四条においては使用賃貸借契約から生ずる当事者の権利・義務のみが問題とされるべきことが主張されたが、委員会は、必要費に關する規定しか設けられていなければ、賃借人は、有益費に關してはいかなる請求をもなし得ないかのような誤解を生ずる危険性があることを理由に、二項一文の規定も草案通り維持することを決定するに至った。⁽³¹⁾

必要費および有益費に關する規定は、その後も基本的には維持され、民法五四七条として規定される。以上の審議過程から

我々は以下の点に注意しなければならない。

第一に、必要費および有益費に關する審議過程を通じて、第一草案の規定が、シュトゥルクマンらにより攻撃の対象とされてきたことである。提起された修正案は、結果的には採用されるに至らなかつたけれども、費用償還請求権を制限的に解する傾向を有していた。

第二に、民法五四七条をめぐる議論の中心は終始第一の点にあり、改良に要した費用の償還を事務管理の規定によることなく、より広い範囲で積極的に認めていこうとする議論は全くなされることがなかつた。

四 結び

以上の考察からいかなる結論が導かれるか。

第一に、民法典制定当時の農村における農地賃貸借の実態については、賃借人が小農や日雇である地片小作が多かつた。大借地農は存在していたが、その契約内容は、期間、小作料、費用償還請求権などの点において地主の利益に沿つたものであり、近代的に資本家的借地農への転化はみられなかつた。

第二に、第一草案に始まる民法典制定過程においては、少なくとも賃借物の転貸および費用償還請求権の二点について、大借地農層の利益が全く反映されていなかったことが挙げられる。特に、ライヒ法務庁の準備委員会以降においては、シュトゥルクマンが常に論議の主導権を握っており、論議は彼の提案を中心に進められた。そして、賃借物の転貸に關する審議におい

ては、貸貸人の同意が必要とされるに至ったし、費用償還請求権については、必要費や有益費に関する規定の削除が問題とされていた。そこにおいては、例えば、借地農のための、賃借物の転貸の原則的自由を求める提案や、有益費償還請求権をより広い範囲で実質的に認めるべき旨の提案などは、一切行われることがなかった。

総じて、民法典制定当時のドイツにおいては、近代的Ⅱ資本家的借地農層は、社会的経済的にその成立がみられず、したがって、彼らの利害は、民法典制定過程において、少なくとも先の二つの規定に関しては、全く反映されることがなかった。

一九七六年に議会に提出された、民法典の用益貸借規定の改正草案は、以上のような経過の中から生まれてきた諸規定を改正しようとするものである。用益貸借規定を、現代西ドイツにおいて行われている農業構造改善事業に適應させて、こうとするこの改正の試みは、まさに歴史的・論理的必然性を有するものであると言えよう。

- (1) 一九八〇年には、農地の流動化をより実効性のあるものとすべく、農用地利用増進法が制定された。
- (2) 正確には、第三者に対して賃借物の独立の使用を委ねることを指す(民法五八一条二項・五四九条)。転貸がその典型的なものであるので、本稿では、便宜上、賃借物の転貸と記して置く。
- (3) 例えば稲本洋之助「農用地利用増進事業の法学的検

討』『農用地の利用増進』(農政調査委員会、一九七八年) 二七頁以下。

(4) Verhandlungen des Deutschen Bundestrat, Drucksache 677/76, S. 12. 田山輝明「西ドイツの農地制度」『不動産研究』二二巻二九頁以下。

(5) 近年では、構造政策の成果や農家の収入状況の改善により小作地の需要が増加し、賃料の高騰や小作人の追い出しが行われるようになったため、政府は、官庁統制の廃止を變更し、新たな内容の官庁統制を規定しようとしている。田山・前掲論文三五頁。小作法の改正草案につき、Verhandlungen des Deutschen Bundestages, 8 Wahlperiode, 1976, Drucksache 8/2615, S. 1 ff.

(6) Verhandlungen des Deutschen Bundestrat, a. a. O., S. 6.

(7) 事務管理の規定によれば、有益費の支出が、賃借人の利益およびその真実の意思または推定し得る意思に適合する場合あるいは賃借人により追認される場合にのみ有益費用の償還を求めることができることになるが(六八三条及び六八四条参照)、前者については、実際には、有益費の支出につき賃借人の事前の同意がなければ有益費用の償還を求めることは困難であるとされている。Staudinger, Kommentar zum BGB, 12. Aufl., § 530—§ 580a, 1981, S. 237—238. また、不当利得の規定に従った場合も、その償還を求めることは難しい。その詳細につき、Larenz,

Lehrbuch des Schulrechts, 12. Aufl., 1981, S. 578 ff.

(8) Verhandlungen des Deutschen Bundsrats, a. a. O., S. 6.

(9) Skälweit, Das Pachtproblem, 1922, S. 59.

(10) 本稿では紙幅の制限のため、結論のみを示す。詳細については別の機会に発表したい。なお、本稿で扱った地域は、ホルン河以東の地域では、西プロイセン、ホーゼン、ザクセン、シレスヴィヒ、ホルンシュタインの四州、ホルン河以西の地域では、ブラウンシュヴァイク、ハノーヴァー（特にゲッチェンゲン）、ヴェストフマーレン、バイエルン、ハッセン（特にカッセル）、バーデンの六州である。

(11) もっとも、ザクセンの王侯領や騎士領が質貸される場合は、その小作期間は通常一二年であった。

(12) 例えば、ホーゼンにおける、経営規模が一〇ヘクタール前後の小農の収益は、一ヘクタールあたりライ麦では約一〇マルクである（Bäuerliche Zustände in Deutschland, Bd. III, 1883, S. 38—48. に掲げる数値より算出）。したがって、小作地すべてをライ麦畑として耕作したと仮定した場合、三〇—四〇マルクの小作料は、総収穫高の約二七—三六%を占めることになる。日本の寄生地主制下の小作料ほど高率ではないが、かなりの高率である。

(13) もっとも、バイエルンでは、小作期間が二—三年の地域も多少あったとされる。Bäuerliche Zustände, a. a. O., Bd. I, S. 254.

(14) ハーデンでは、一ヘクタールあたりの小作料が二七〇マルクにも達する地域が存在する。かかる地域は例外的ではあるにしても、西部においても小作料は概して極めて高率であるとさえ言える。Bäuerliche Zustände, a. a. O., Bd. III, S. 248, 258, 282.

(15) Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, erste Lesung, 1888, S. 112, 117.

(16) Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, 1888, Bd. II, S. 396. なお、第一草案においては、質貸借契約から生ずる質借人の権利の譲渡も、五一—六条に含まれていた。

(17) Motive, a. a. O., S. 423.

(18) 五三三条は、キールナなどのほか、「農業諸団体（例えばドイツ農業会議（Der deutsche Landwirtschaftsrat）、ライン農民組合（Rheinischer Bauernverein）、ヴェストフマーレン農民組合（Westfälischer Bauernverein）など）によっても批判された。その理由は、①質借物の転貸を認めると農地が商品としての性格を帯び、農地を荒廃させることになる。②質貸人にとっては質借人の能力・財産状態が重要である。③実際の契約においては、通常、転貸借は許されていない」というものである。Gutachten zum Entwurf eines BGB, Bd. VI, S. 395—399.

(19) Jacob und Schubert, Die Beratung des BGB, §§ 433 bis 651, 1980, S. 622—623.

- (20) なお、かかる説は、「通常の経営を害しないこと」とか「転貸される農地が総農地面積の二〇分の一を越えないこと」を同意なき転貸借の要件としていふ。
- (21) Protokolle der Kommission für die zweite Lesung des Entwurfs des Bürgerlichen Gesetzbuchs, 1897, Bd. II, S. 234—235.
- (22) 前註18参照。
- (23) Protokolle, a. a. O., S. 236—237.
- (24) 第二草案におけるかかる規定は、連邦参議院、ライヒ議會を大きな修正を受けることなく通過し、民法五八一条二項・五四九条として成立した。
- (25) Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs, a. a. O., S. 112—113.
- (26) Jacob und Schubert, a. a. O., S. 467.
- (27) 四六四条「売主は、契約締結後引き渡し前に、売却物

- につき必要費を支出した場合において、費用支出の当時既に危険が買主に移転していたときは、必要費の補償を買主に要求することができる。そのほか、物の引渡前で危険が移転する前後において、売主が物に対して支出した費用の補償に関する売主の請求権は、事務管理に関する原則に従ってこれを定める。」
- (28) Motive, a. a. O., S. 393—395.
- (29) 第一草案の公表後、五一四条も批判の対象とされ、必要費の償還を事務管理の規定に従い行わせたり、有益費に関する規定を削除すべきことなどが主張された。詳細は、Gutachten zum Entwurf des BGB, Bd. II, S. 267—268.
- (30) Jacob und Schubert, a. a. O., S. 469—470.
- (31) Protokolle, a. a. O., S. 174—177.

(一橋大学大学院博士課程)